建築設計等委託業務成績評定実施要領等の策定について

１．目的・経過

●建築設計等委託業務の受注者の適切な選定、指導育成を促進し、委託業務の品質確保に資するため、令和７年度から「建築設計等委託業務成績評定実施要領」等を策定し運用を開始します。

●これまで試行を行い、改良や事例蓄積等を行ってきました。

●令和６年度から国土交通省官庁営繕部の評定要領を準用して試行運用を行ってきたところです。

２．運用開始する制度の概要

●「建築設計等委託業務成績評定実施要領」

建築工事に係る設計等委託業務の成績評定に必要な事項を定めるもの。

（評定者、評定表、評定の対象、方法、時期、提出、報告、通知、修正等）

評定対象は、１件の当初請負金額が 100 万円以上の委託業務のうち次に掲げるもの。

（1）建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務ならびに積算業務および意図伝達業務をいう。）

（2）建築または建築設備に関する診断業務

※適用対象は全庁（知事部局以外を含む）となります。

●「建築設計等委託業務成績評定実施要領の運用」

実施要領で定めた内容の運用を定めるもの。（採点表の様式、評価項目、評定点の算出方法等）

●「建築設計等委託業務成績評定点通知および公表要領」

成績評定点の通知・公表等に必要な事項を定めるもの。（説明請求、再説明請求、各種様式等）

３．今後想定される成績評定点の活用場面

●入札参加留保措置の適用（公告の日以前３ヶ月において評定点 60 点未満の場合）

●総合評価方式・プロポーザル方式での加点措置（活用にあたり３～５年程度の事例蓄積を予定）

４．適用時期

●令和７年４月１日以降の入札公告から適用します。
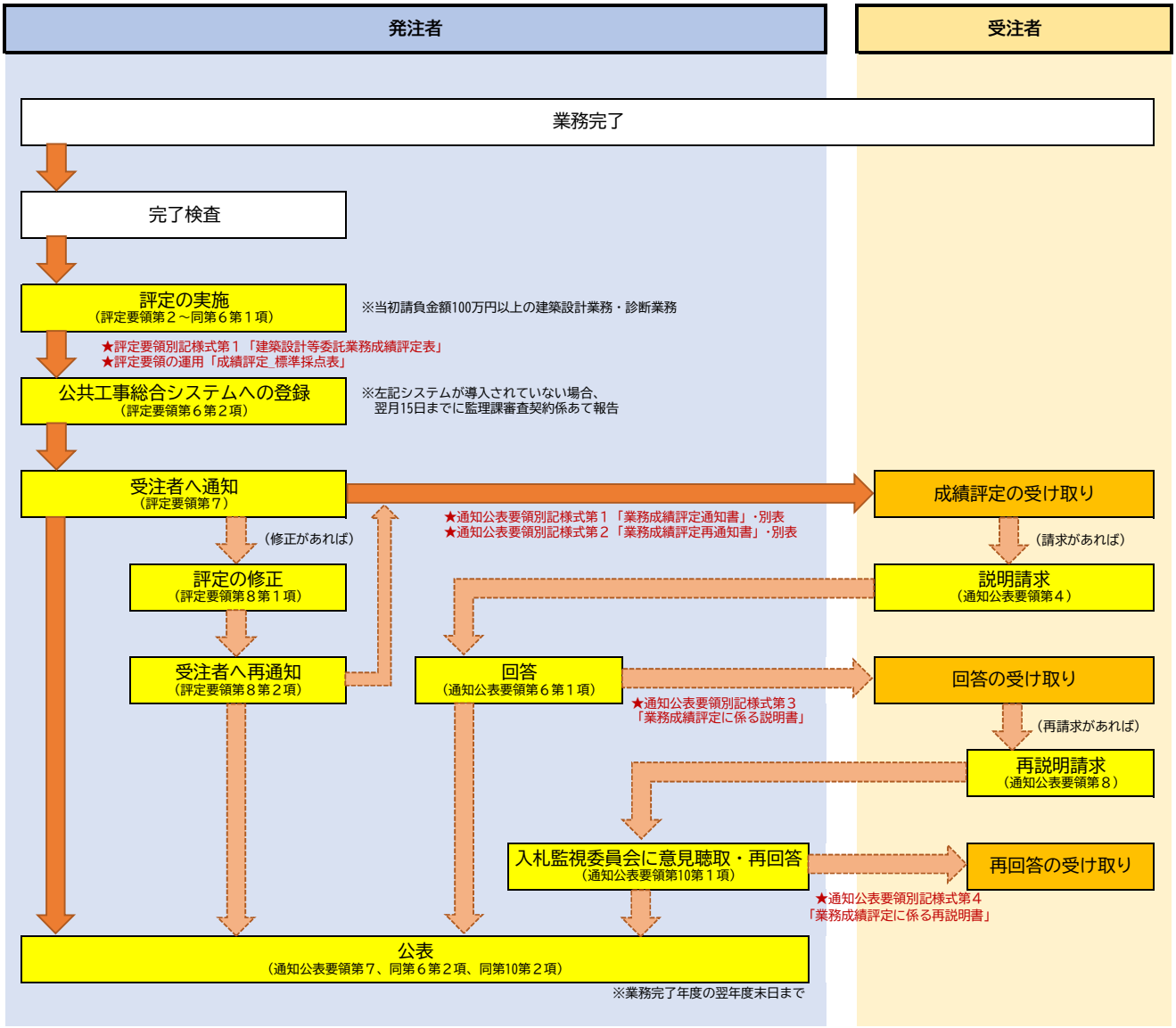
（参考）成績評定・通知・公表等の流れ